

# 相談支援専門員の資質の向上について

# 検討事項①

## (相談支援専門員に求められる技能)

### (検討の視点)

- 相談支援専門員は、どのような意図(考え)でどのような支援(行動)をおこなっているのかを、具体的に説明する力が必要ではないか。
- 単なるサービス調整に留まらず、暮らし全体を支える視点でインタビュー・アセスメントを行うことが重要ではないか。
- 意思決定支援のプロセスの導入も必要ではないか。

## 検討事項② (相談支援専門員の役割)

### (検討の視点)

- 利用者とサービス事業所の間に相談支援専門員が入ることで、関係性がうまくいっているのではないか。
- 継続的に相談支援専門員が関わることで、利用者やその家族との関係性ができ安心感が芽生え、家族の精神的な負担感が軽減されるのではないか。
- モニタリングの頻度をどのように考えるか。
- サービス事業所においてもサービスがより円滑に提供できるのではないか。
- サービス等利用計画を作成することで地域のニーズが顕在化され、不足する社会資源が明確になるのではないか。

# 検討事項③

## (相談支援専門員のキャリアパス)

### (検討の視点)

- 利用者主体の視点とパワーを持つために必要な経験年数として、8年程度は必要ではないか。
- 環境・能力作りプロセスについての議論も必要ではないか。
- 定着率の低さが課題ではないか。  
※ 相談支援専門員の46%程度が経験5年未満（平成25年相談支援に係る業務実態調査）
- 資格要件の引き上げと評価の仕組みを導入する必要があるのではないか。

## 検討事項④

### （「主任相談支援専門員」の職務と活動の場）

#### （検討の視点）

12月14日社会保障審議会障害者報告書(抜粋)

- 計画相談支援については、利用者本人にとって最適な支援につなげることができるよう、相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しや指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員（仮称））の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべきである。
- 主任相談支援専門員の育成に当たっては、求められる支援技術、育成のカリキュラム、実務経験の評価等の在り方を検討する必要がある。
- 都道府県・市町村の協議会の機能強化やこれを通じた相談支援の取組の充実を図るとともに、基幹相談支援センター等の設置やこれによる取組を推進すべきである。
- 「親亡き後」に向けて、適切な助言を行い、親が持つ支援機能を補完し、障害福祉サービス事業者、成年後見人、自治体、当事者・家族など様々な関係者で当該障害者を支えるためのチームづくりを主導するため、主任相談支援専門員を創設すべきである。

## 検討事項⑤

### (介護支援専門員のカリキュラムとの比較)

#### (検討の視点)

- 介護支援専門員も相談支援専門員も対人援助職としての基本的なスタートラインは同じではないか。
- 人材育成について共通する部分もあるのではないか。
- 生活ニーズの把握を主眼とするか、サービス調整を主眼とするかによっても育成カリキュラムは異なるのではないか。
- 制度設計等も異なり、障害と介護ではアプローチやアセスメント手法が異なるのではないか。
- 相談支援専門員は介護支援専門員に比べ研修時間が短いため、何らかの対応を検討するべきではないか。
- 高齢障害者の支援には、アセスメントの充実と課題分析、政策提言までできる人材育成には共通の研修の場が必要ではないか。

# 検討事項⑥

## (実地研修の実施方法と推進方策)

### (検討の視点)

- 現状では業務多忙で実地研修(OJT)が追いつかない状況ではないか。
- 実地研修を行う上では、スーパービジョンが必要ではないか。
- 介護保険法では、地域ケア会議や多職種連携が規定されており、そのような取組も必要ではないか。

## ○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日 厚生労働省令第28号)抜粋

(基本方針)

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。



# 現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的・専門的な相談の実施</li> <li>・地域の相談支援体制強化の取組</li> <li>・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成</li> <li>・地域の相談機関との連携強化</li> <li>・地域移行・地域定着の促進の取組</li> <li>・権利擁護・虐待の防止</li> </ul>	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25%  ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)</li> <li>・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)</li> <li>・社会生活力を高めるための支援</li> <li>・ピアカウンセリング</li> <li>・権利擁護のために必要な援助</li> <li>・専門機関の紹介 等</li> </ul>	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用支援、</li> <li>・継続サービス利用支援</li> </ul> ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行支援</li> <li>・地域定着支援 等</li> </ul>	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。

# 主任介護支援専門員に係る研修の受講要件

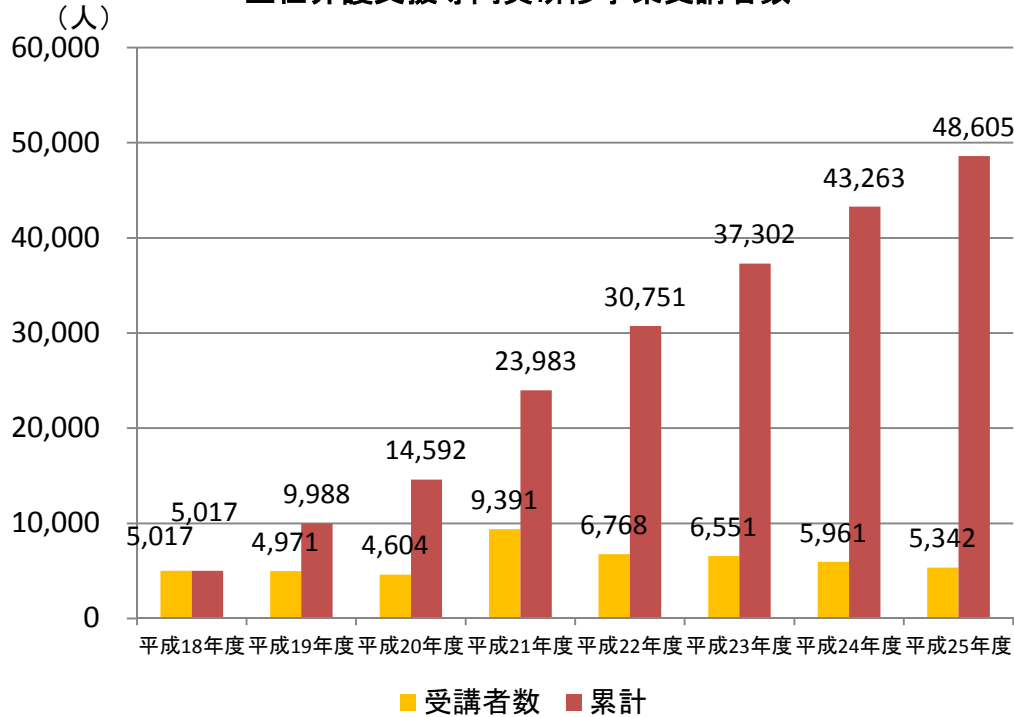
主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員更新研修
<p>(対象者)                      利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている介護支援専門員</p> <p>※①から④のいずれかに該当する者かつ専門研修課程Ⅰ及びⅡ又は介護支援専門員更新研修(実務経験者)修了者</p> <p>① 専任として従事した期間が通算して5年以上                      ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は認定ケアマネジャーであって、専任として従事した期間が通算3年以上                      ③ 現に地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員に準ずる者                      ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p>	<p>(対象者)                      主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員</p> <p>※①から⑤のいずれかに該当する者</p> <p>① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者                      ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者                      ③ 日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者                      ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー                      ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者</p>

※上記の要件以外に、都道府県は地域の実情に応じて要件を設定することができる

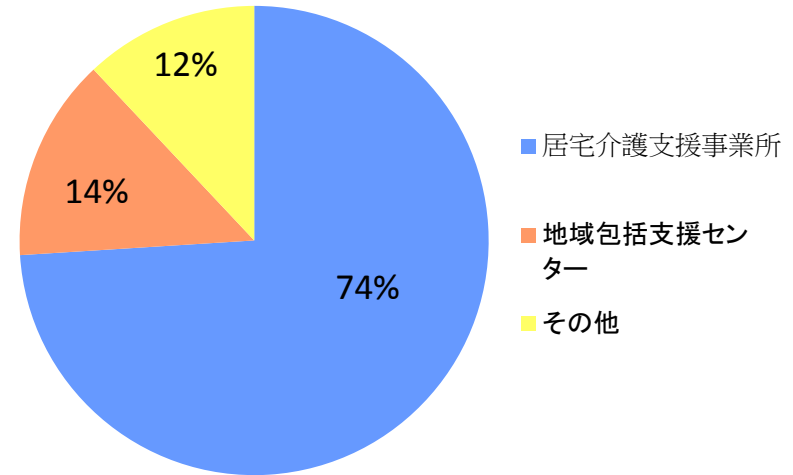
# 主任介護支援専門員研修の受講者数

- 主任介護支援専門員研修は、平成18年度から平成25年度までの累計で4万8千人以上が受講している。
- 受講者の勤務先として、居宅介護支援事業所が全体の約7割を占めている。

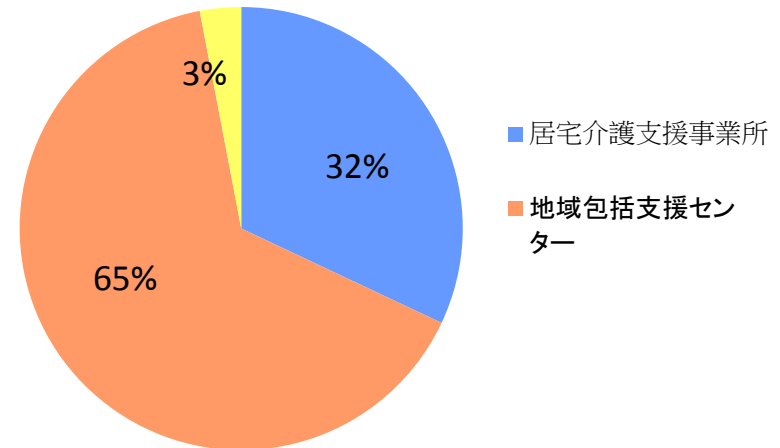
主任介護支援専門員研修事業受講者数



主任介護支援専門員研修受講者の勤務先(平成25年度)



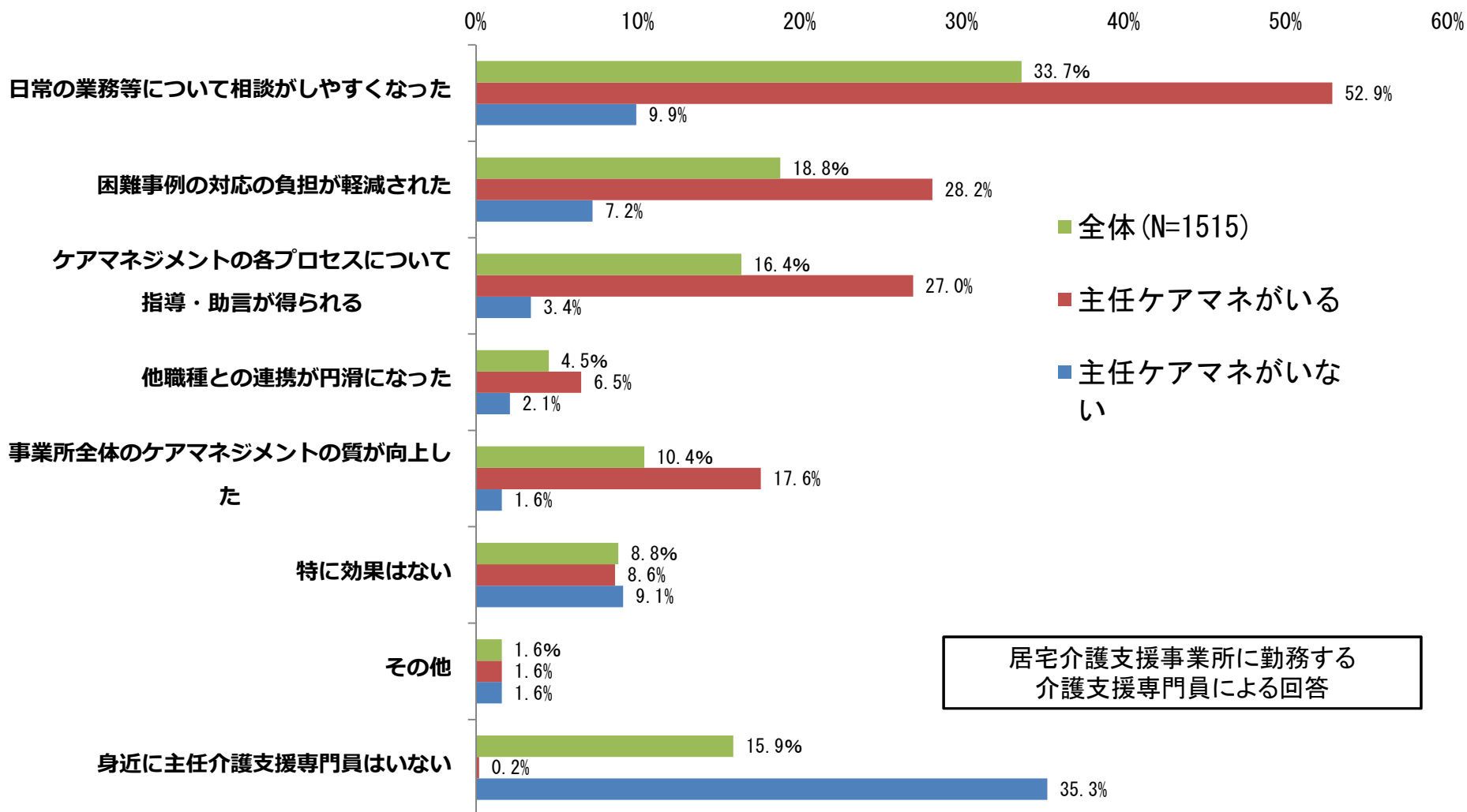
主任介護支援専門員研修受講者の勤務先(平成18年度)



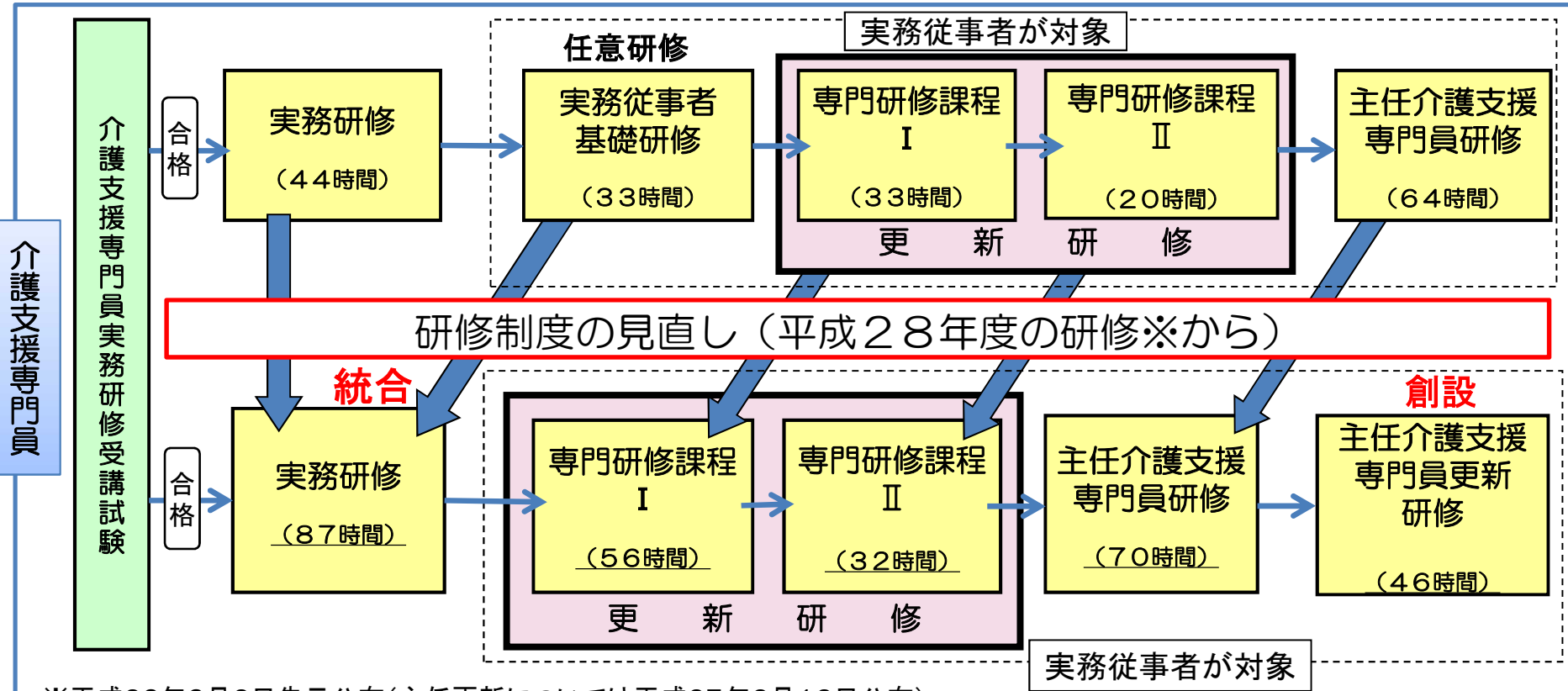
【出典】厚生労働省調べ

# 主任介護支援専門員がいることによる効果

○ 主任介護支援専門員がいることにより、介護支援専門員の業務改善の効果が見受けられる。

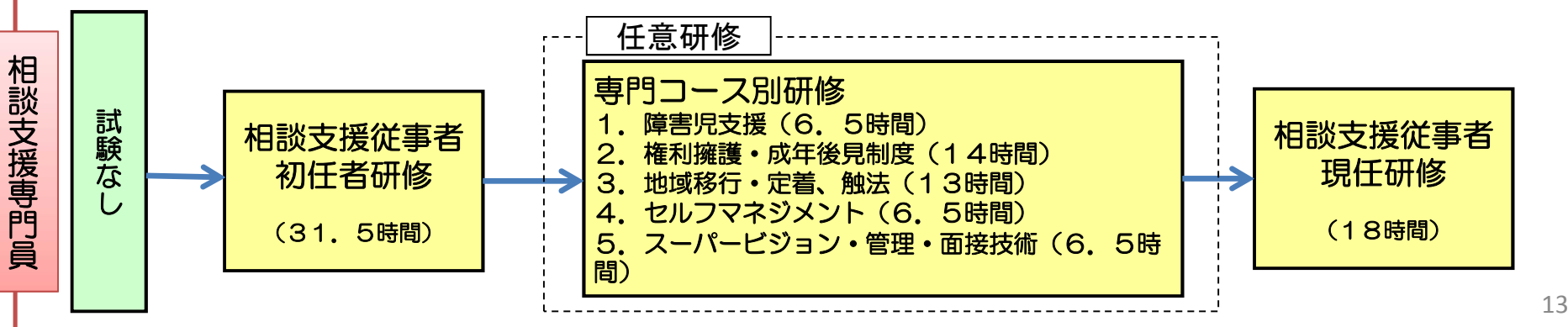


# 介護支援専門員と相談支援専門員の研修制度の比較



※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

※実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。



# 介護支援専門員実務研修と相談支援専門員の標準カリキュラム

## 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

科目	時間数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律概要	講義3時間
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律等における計画作成とサービス提供のプロセス	講義2時間
相談支援の基本姿勢	講義1.5時間
ケアマネジメントの手法	
ケアマネジメント(概論)	講義2時間
ケアマネジメントの実践	講義6時間
障害者の地域支援	
障害児者の地域生活支援	講義1.5時間
相談支援における権利擁護と虐待防止	講義1.5時間
協議会の役割と活用	講義3時間
ケアマネジメントプロセス	
自習ガイダンス	演習1時間
演習Ⅰ	演習3時間
演習Ⅱ	演習4時間
演習のまとめ	演習3時間
合計	31.5時間

## 介護支援専門員実務研修標準カリキュラム

科目	時間数
【前期】	
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義3時間
自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義及び演習6時間
相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	講義及び演習4時間
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	講義2時間
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	講義及び演習2時間
ケアマネジメントのプロセス	講義2時間
ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術	
受付及び相談並びに契約	講義及び演習1時間
アセスメント及びニーズの把握の方法	講義及び演習6時間
居宅サービス計画等の作成	講義及び演習4時間
サービス担当者会議の意義及び進め方	講義及び演習4時間
モニタリング及び評価	講義及び演習4時間
介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	講義及び演習2時間
地域包括ケアシステム及び社会資源	講義3時間
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義3時間
ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義2時間
実習オリエンテーション	講義1時間
ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	
【後期】	
実習振り返り	講義及び演習3時間
ケアマネジメントの展開	
基礎理解	講義及び演習3時間
脳血管疾患に関する事例	講義及び演習5時間
認知症に関する事例	講義及び演習5時間
筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	講義及び演習5時間
内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	講義及び演習5時間
看取りに関する事例	講義及び演習5時間
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	講義及び演習5時間
研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	講義及び演習2時間
合計	87時間

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

## 1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

## 2. 生活相談員

生活相談員として、介護老人福祉施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

## 3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

## 4. 相談支援専門員

相談支援専門員が、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務等に従事した期間

## 5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

# ( 参 考 ) 相 談 支 援 専 門 員 の 実 務 経 験

業務の範囲		相 談 支 援 専 門 員	
		業 務 内 容	実 務 経 験 年 数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。



# 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

